

倒産・解雇・雇止めなどで離職した方の国保税の軽減について

勤めていた会社の倒産、解雇、雇止めなど、事業主の都合によって失業した方（非自発的失業者）が国民健康保険に加入される場合、申請により国保税が、一定期間軽減されます。

◇ 対象者について

対象となるのは、**離職日時点で65歳未満の方**で、ハローワークから交付される『雇用保険受給者証』の「12. 離職理由」のコード番号が下記の方です。

【特定受給資格者】

離職理由コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

【特定理由離職者】

離職理由コード	離職理由
23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

※下記の受給資格者証を所有されている方は軽減対象となりません。

『特例受給資格者証』…季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の方が所有

『高年齢受給資格者証』…65歳到達日以降に離職された方が所有

◇ 軽減額について

軽減額は、前年の**給与所得**を100分の30とみなして所得割を計算します。軽減判定についても100分の30とみなした所得で判定します。

※同じ世帯に属するそのほかの国保被保険者の所得は軽減されません。

◇ 軽減期間について

軽減期間は、**離職日の翌日から翌年度末**までです。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

◇ 申請の手続きについて

申請の際には、**『雇用保険受給資格者証』**と**『世帯主の認印』**をご持参ください。

軽減を受けるためには申請が必要です。

制度の内容、国保税についてのお問合せは、

香美市役所 市民保険課 国保係
TEL : 0887-53-3115

雇用保険受給資格者証 見本

このような表示がある場合は対象になりません。

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

65歳未満であること

雇用保険受給資格者証

特 または 高

1. 支給番号 48010-10-000109-7	2. 氏名 三好 知	
3. 被保険者番号 4800-014551-0	4. 性別 男	5. 雇用時年齢 45
6. 生年月日 3-400101		7. 求職番号 12345
8. 住所又は居所		
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 安定所現金 (G)		
10. 離職年月日 220331	11. 離職年月日 220331	12. 離職理由 11
13. 離職時賃金日額	14. 離職時賃金日額 4,000	15. 給付制限
16. 求職申込年月日 220401	17. 認定日 1型-月	18. 受給期間満了年月日
19. 基本手当日額 3,200	20. 所定給付日数 270	
22. 離職前事業 労働市場センター株式会社		
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、) 0 0 0 0	

平成21年3月31日以降の日付であること

理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかであること

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地

〒177-0044 練馬区上石神井

電話番号

03-3929-3311

交付

年 月 日

センター

公共職業安定所

公共職業安定所
所長印

折り曲げ線

注意事項

- この証は、第1面の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
- あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続きを、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の減付を命ぜられ、また、処置される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

(バーコード貼付欄)

求職番号

(バーコード貼付欄)

支給番号

雇用保険説明会 年 月 日 出席済

(第2面)
2014. 7